

第三十一回国 参議院社会労働委員会會議録第二号

昭和三十三年十二月十七日(水曜日)午後一時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君  
理事 藤俣 稔君  
柴田 榮君  
木下 友敬君  
中山 福蔵君

委員

石原幹市郎君  
紅露 みつ君  
齋藤 昇君  
高野 一夫君  
谷口弥三郎君  
西田 信一君  
小柳 勇君  
山下 義信君  
田村 文吉君  
竹中 恒夫君

政府委員

厚生政務次官

池田 清志君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君  
会専門員

説明員

厚生省保険局長 牛丸 義留君

本日の会議に付した案件

○国民健康保険法案(内閣送付、予備審査)

○国民健康保険法施行法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(久保等君) ただいまより社会労働委員会を開きます。

国民健康保険法案及び国民健康保険法施行法案を一括議題といたします。

これより両案の質疑に入るのではありませんが、審査の都合上、両案の細部について、厚生当局から説明を聴取することにいたします。御説明を願います。

○説明員(牛丸義留君) 前国会、第三十回国会に政府が提案いたしました原案と、それから今国会、ただいま御審議願っております法律案との間には多少の修正がございましたので、その修正をお手元に差し上げました大きな資料に基づきまして、便宜、前国会の衆議院の修正と、それから政府原案とのたびの提出しました政府の案という、三つのものに、三段として比較対照表を書いたものがございまして、その表によりまして御説明申し上げます。

これは法案の第一章、第二章関係は大きな変化はございませんが、第二章の第十一條——この表の一番最初の一枚目の第十一條でございまして、これは前国会の第十一條の政府原案によりましては、国民健康保険運営協議会の規定がございまして、これは「国民健康保険運営協議会を置くことができる」というように、任意設置の規定になっておりましたのを、衆議院の修正によりまして、そのまん中の欄にありますように、第十一條「国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会

を置く」というように、必置の規定に修正がございまして、このたびの政府提出案につきましても、その修正のまゝを規定しているわけでございまして、必置機関になりましたために、二項が新しく加わりまして、「前項に規定するものには、国民健康保険運営協議会に必要事項は、政令で定める。必置機関でございまして、そこでその定め方を政令にゆだねたわけでございまして。

それから法案の第三章の国民健康保険組合につきましては変更はないわけでございまして、第四章の保険給付、その第三十六條以下医療機関の問題、これがまあ一番大きな変更の点でございまして、多少詳細にわたって御説明を申し上げたいと思つて、その第三十六條は、療養の給付でございまして、これは前国会の政府提案、並びに衆議院修正の案、それと今度の政府提案の間に変わりがございまして、第一項は変更はないわけでございまして、一枚めくっていただきまして、第二項、これも変化はないわけでございまして、第三項が、前回の原案と、衆議院修正と、このたびの案との間には多少の修正がございまして、第三項以下について申し上げます。

この前の政府原案によりまして、一番上欄の規定でございまして、被保険者が第一項第一号から第四号までに定める給付を受けようとするときは、都道府県知事が指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定医療機関」という。)のうち自己の選定するものに被保険者証を提出して、そのものから受けるものとする。ただし、厚生省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。という規定になっておりました。この考え方、指定医療機関一本で第三十回臨時国会に対しては政府原案として出しておいたわけでございまして、それが衆議院修正によりまして、中段のようになつてございまして、中段のようになつて、その考え方は、第三十六條の一項に定める療養の給付を受ける者は「指定医療機関」その「指定医療機関」という名前を、名称を、中段におきまして「療養担当者」というふうに変えられたのが、その衆議院修正なんぞでございまして、その「療養担当者」というものが、いわば原案の「指定医療機関」と同じ概念でございまして、その療養機関が療養担当者——その療養担当者には「国民健康保険法又は国民健康保険法施行令」の療養担当者として認められるという四項が、衆議院修正によって入ってくるわけでございまして、これは機関一本じゃなくして、機関の中の、実際に診療をし、調剤をする人間の関係——といひますと、お医者さん自体の関係が、前回の政府原案におきましては埋没して、それが「指定医療機関」ということの中に含まれた形で、法律案の条文が構成されておたわけでございまして、それでは人間関係がどうもはつき

りしないし、診療、調剤をやる主体というものは、お医者さんなり、薬剤師であるというような御意見もございまして、衆議院の修正のように、中段のうちに四項が入って、実際に診療をし、または調剤を受ける場合は、それは国民健康保険法又は国民健康保険法施行令というふうな、そういう資格のある保険医または薬剤師から、調剤なり、診療を受けるものであるというところが加わつたわけでございまして、それで下段にいまして、それが修正後、今回の提出しました政府原案においては、どういふふうになつておるかとお申しますと、衆議院修正後、機関が「療養担当者」というふうになつて名前が変り、それから実際に診療をし、調剤をする人間、被保険者との関係というものが条文の上に表れてきたわけでございまして、これでもなおその中段の第四項にありますが国民健康保険法又は国民健康保険法施行令の療養担当者というものが、機関であるところの療養担当者のいわば従属した格好で、そういう診療なり、調剤に当たるというふうな印象で、印象がどうしても出てくるわけでございまして、このことはいろいろの考え方になつたわけでございまして、下段は、どういふふうになつておるかとお申しますと、その第三項におきまして、下段の第三項は「第一項第一号から第四号までに定める療養は、第三十八條に規定する登録を受けた医師若し

くは歯科医師（以下「国民健康保険医」という。）又は同条に規定する登録を受けた薬剤師（以下「国民健康保険薬剤師」という。）が担当するものとする。」で、第四項に「次の規定により療養の給付を取り扱う旨の申出を受理された病院、診療所及び薬局（以下「療養取扱機関」という。）の開設者は、当該機関において業務に従事する国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師に対し、その者が前項の規定により担当する療養を実施するにつき、必要な措置を講じなければならない。」というような規定がこゝへ加味されたわけでございまして、以下第五項、第六項の規定が新しく加えられたわけでございまして、この考え方は、まず療養を担当する者は医師、歯科医師または薬剤師、つまり、国民健康保険医または国民健康保険薬剤師であるというのを第一番目に規定いたしまして、診療に従事される医師というものが国民健康保険の療養の実際の担当の主体であるというのを前段に強く押し出しまして、そしてその次の第四項におきまして、そういう療養の給付を、療養を担当されるお医者さん方がおられるところは療養の病院または診療所及び薬局でございまして、そういうお医者さんが働いておられる病院、診療所及び薬局の開設者というものは何をされるかということが第四項に規定されるわけでございまして、療養の給付を取り扱う旨の申出を受理された病院、診療所及び薬局の開設者は当該機関において業務に従事するというのは、前項の国民健康保険医または国民健康保険薬剤師でございまして、そういうものに対して「その者が前項の規定により担当する療養

を実施するにつき、必要な措置を講じなければならない。」という規定を第四項に規定したわけでございまして。必要な措置というものはどういふことかと、いうような点は、これは大体医療法上の措置というふうなことでございまして、開設者自身がやるものと、それから開設者の命を受けて病院、診療所の医療法上の管理者がやるべき仕事、措置、そういうものも当然含むわけでございまして。

第五項におきましては「被保険者が第一項第一号から第四号までに定める給付を受けようとするときは、自己の選定する療養取扱機関に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとす。ただし、厚生省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。」この三項、四項、五項というところによつてまず療養を担当するものは、医師並びに薬剤師であるという規定が第一段階にきて、第二段階でそういう国民健康保険の療養を担当する医師、薬剤師、つまり、国民健康保険医または国民健康保険薬剤師を使用する、そういう病院、診療所または薬局の開設者の義務をこゝで規定し、そして第三番目に、そういう病院、診療所等について被保険者が診療を受ける場合にはどうすればいいかという、そのやり方を規定するといふことによつて療養の給付の手続がそこにきまつてくるわけでござい

ます。

第六項は、これは「第一項第五号及び第六号に定める給付は、医師又は歯科医師の意見を聞いて行うものとす。」これも当然の規定でございまして、が、こゝで考えられておりますのは、療養の給付という概念と、療養の給付を取り扱うという概念が出てくるわけでございまして。第三項におきましては、療養というものは国民健康保険医が担当するものという規定になっております。つまり、療養を担当するのは医師である。あるいは薬剤師である。その療養の給付を取り扱うものは、これは病院、診療所でございます。そういうふうな考え方では第三十六条の療養の給付の診療、薬剤または治療材料の支給云云というふうな一から六号まで出ておるわけでございまして、この関係は、療養の給付というものは被保険者と被保険者の関係において成立をする関係だといふふうな私どもは考えておるわけでございまして、従いまして、療養の給付というものは国民健康保険の保険事業の五体であり、実体であるところの被保険者と被保険者に対する一つの行為でございまして、しかし、これは内容が何かというところ、患者に対して診療をし、あるいは薬の調剤をするというふうな行為でございまして、これは第三項の、一から四号までに定める療養という概念がそれに当たります。つまりこれは医療行為という、または診療なり調剤という事実行為が第三項の療養でございまして、そういうふうなものを療養機関によつて取り扱ってもらふ。そういうふうな関係が第四項の療養取扱機関という概念によつて、病院、診療所がそういうふうな療養の給付を実施するに取扱う。こゝで国民健康保険の事業と病院、診療所の関係が第四項で出てくるというふうな関係になるわけでございまして、そういうふうな国民健康保険の事業の内容であります。

をどういふふうにして作っていくかというものが次の第三十七条の規定でございまして、これは、前回の政府原案におきましては、指定医療機関として開設者の申請に基づいて都道府県知事が指定するというのが上段の第一項の規定でございまして、その指定を拒む場合には「地方社会保険医療協議会の議によらなければならない」といふのが第二項の規定、それから第三項の規定は、「健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる保険医療機関及び保険薬局」これは健康保険の保険医療機関または保険薬局である間は国民健康保険の指定医療機関とみなすというふうな規定になっております。第四項は、地域外「都道府県の地域が大体原則でございまして、指定医療機関は、その所在地の都道府県及びその開設者が所在地の都道府県知事に申し出たその他の都道府県の区域内の保険者組合の場合にあつては、その区域内に主たる事務所がある組合とする」及びその保険者に係る被保険者に対する関係においてのみ、指定医療機関たるものとする。地域外でも指定医療機関になることがある。ということが第四項にうたわれておる。前回の政府原案は、しかし、とにかく指定医療機関、その指定は都道府県知事がやるという関係でございまして、これは前回の同会の衆議院修正におきましては、中段の三十七条に規定されておる、中段の三十七条に規定されておる、つまり「病院若しくは診療所又は薬局（健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる保険医療機関及び保険薬局を除く。）の開設者は、療養の給付を担当しようとするときは、病院若しくは診療所又は薬局に、その所在地の都道府県知事にその旨を申請しなけれ

ばならない。」知事は前項の申請に基づいて指定をするわけでございまして、その受理を拒むときには「地方社会保険医療協議会の議によらなければならない。」これは原案と大して差はないようでございまして。要するに、こゝでは指定医療機関というものが療養担当者といふふうに変つただけだといふふうな考え方だけだと思ひます。それが今回の政府提案におきましては、結局病院、診療所または薬局が都道府県知事に療養取扱いをする旨の申し出をする、その申し出を都道府県知事が受理することによつて療養取扱の関係を生ずるわけでございまして。都道府県知事は、その受理を拒む場合は「地方社会保険医療協議会の議によらなければならない。」というふうな関係になつております。この関係は、前回の原案並びに修正と考え方は同じでございまして、中段の第三項、第四項、第五項は、これは健康保険の保険医療機関及び保険薬局は療養担当者であるという規定を、国民健康保険の「療養担当者」とみなす。という規定が第三項にござい

ます。それで第四項は、そういう療養取扱の場合の保険医療機関または保険薬局が指定の取り消しを受けた場合にどうなるかという、健康保険の指定の取り消しを受けたというところによつて「前項本文の規定により療養担当者」とみなされたものの地位に影響を及ぼすものではない。」つまり健康保険は、そのまま取り消しによつて指定医療機関であることはできない、こゝで保険医療機関といふものが取り消されることにならなければならない、そのことが国民健康保険の療養担当者の地位に影響を及ぼさない、健康保険の取り消しは健康

保険の療養担当者の地位に影響を及ぼさない、健康保険の取り消しは健康

保険の療養担当者の地位に影響を及ぼさない、健康保険の取り消しは健康

保険の療養担当者の地位に影響を及ぼさない、健康保険の取り消しは健康

保険の療養担当者の地位に影響を及ぼさない、健康保険の取り消しは健康

保険の療養担当者の地位に影響を及ぼさない、健康保険の取り消しは健康

保険の療養担当者の地位に影響を及ぼさない、健康保険の取り消しは健康

保険の療養担当者の地位に影響を及ぼさない、健康保険の取り消しは健康

保険の療養担当者の地位に影響を及ぼさない、健康保険の取り消しは健康

保険の機関の取り消しだけであって、それが国民健康保険の療養担当者には影響がないというのが、これが衆議院の修正によって入ったわけでございます。中段の第五項は「療養担当者は、その所在地の都道府県及びその開設者が所在地の都道府県知事に申し出たその他の都道府県」これは原案の第四項と同じ考え方でございまして、別に説明は要らないと思ひます。これは今度の政府提案の三項以下によって多少考へ方が変わっております。それは三項がちょっと変わってくるわけでございます。下段の三項を読み上げますと、「療養取扱機関以外の病院若しくは診療所又は薬局につき健康保険法第四十三条ノ第三項の規定による保険医療機関又は保険薬品の指定があつたときは、その指定の時に、当該病院若しくは診療所又は薬局につき第一項の申出の受理があつたものとみなす。ただし、その開設者が厚生省令の定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。四項は、そういう「保険医療機関又は保険薬局の指定の取消は、前項本文の規定により療養取扱機関とみなされたものの地位に影響を及ぼすものではない」というような規定になつております。それでここだけ読んでいただければ、中段の四項と下段の四項というものは同じような規定となつております。しかし、中段の三項と下段の三項はちょっと表現が違ふわけでありまして、上段は「保険医療機関及び保険薬局」というのはそのまま「療養担当者」とみなす」というふうなイコールにしておるわけでございますが、下段の規定は、その指定のとき

に、そういうように申し出の受理があつたというように、その初めの出発のときだけみならずという規定になります。これはあとで取り消しのときに関連が出て参りますので、またあとで説明をいたしますが、多少その辺非常にこまかいこととございまして、効果の相違が出てくるということを一言御注意申し上げるだけで次に移つていきたいと思ひます。

第三十八條は、これは政府の、前回の政府原案にはない、衆議院修正によつて入つた規定でございますが、これは原案が指定医療機関一本であつたものが、療養担当者という概念と、それから国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師というものの人的な関係という二本建になつたその結果、こゝへ三十八條という規定が出たわけでありまして「病院又は診療所である療養担当者において国民健康保険の診療に従事する医師又は歯科医師は、都道府県知事の登録を受けた医師又は歯科医師（以下「国民健康保険医」といふ）でなければならぬ。」

薬局である療養担当者において国民健康保険の調剤に従事する薬剤師は、都道府県知事の登録を受けた薬剤師（以下「国民健康保険薬剤師」といふ）でなければならぬ。」これは登録を受けた国民健康保険医または薬剤師でなければ国民健康保険の療養担当者において国民健康保険の診療並びに調剤をやれないという規定でございます。これは三十八條におきましては、医師の登録を受けねばならないという規定になつております。概念としては裏から書いたのと表から規定するだけの差であつて、内容については変わりはないのであります。

三十九條は、その登録の方法をこゝへうたつたわけでございます。中段におきましては「国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録は、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の申請に基づき、その住所地の都道府県知事が行う。これは同様でございます。第二項、三項につきましても、この点の相違は衆議院の修正と大差はございません。

それから四十條に移りますが、四十條は、前回の政府原案の三十八條に相当するものでございまして、これは療養担当者の責務、指定医療機関の責務が療養取扱機関の責務に変わったわけでございます。これも別に説明を要しないのではないと思ひます。前回の原案と内容においては同じでございます。

三十九條の健康保険法の準用、これも同様でございます。これは「指導について準用する」という規定を衆議院修正によつて指導を受けなければならぬ」というように直接の規定にされない」という差はございますが、内容については変わりございません。

その次の四十條、今回の第四十二條の關係、これは一部負担の關係でございます。前国会における政府原案は、その一番上段にありまして、「第三十六條第三項の規定により指定医療機関から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付につき第四十三條第二項又は第三項の規定により算定した額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、当該指定医療機関に支払わなければならない」と要する

に、窓口払いの原則を講じただけでございまして、それに対しまして、前国会の衆議院修正の中段におきましては、第四十二條に「第三十六條第三項の規定により療養担当者から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付につき第四十五條第二項又は第三項の規定により算定した額の二分の一に相当する額を、云々、こゝまでは同じでございます。これは今回も第一項は同じであります。第二項は「療養担当者は、中段でございまして、前項の一部負担金（次条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合による一部負担金とする）の支払を受けるべきものとし、療養担当者が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにとつたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつたときは、保険者は、当該療養担当者の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができ、これは衆議院の修正で入つたわけでございます。要するに、徴収の支払いの最終責任というものを保険者が持つというようにし、つまり、お医者さんが一部負担金をとれなくて泣き寝入りになる格好ではないではないかというような修正意見の結果入つた規定でございます。前段におきましては、一部負担金の支払いを受けるべきものとす

るという原則をうたひまして、その中ごろの「療養担当者が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにとつたにもかかわらず、云々」と書いてありますのは、これは第一項の、要するに、二分の一の一部負担金

というものは原則として医者が窓口で徴収すべきものであるという規定である。その規定に従ひまして療養担当者が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努力をした、催促をしていろいろとつたけれども、なおとれない、そういう場合には、保険者がその療養担当者の請求に基づきまして、徴収金の例によつてこれを処分する。要するに、保険者が療養担当者にかつてその患者に対してその一部負担金をとり、それを医者の方にかつて支払いをするという關係が第二項によつてうたれたわけでございます。それは今回の第二項に規定されておまして、それをさらに、同じ内容でございまして、正確な表現にいたしました。療養取扱機関は、前項の一部負担金（次条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定された割合による一部負担金とし、第四十四條第一項第一号の措置がとられたときは、当該減額された一部負担金とする）の支払を受けるべきものとし、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにとつたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつたときは、保険者は、当該療養取扱機関の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができ、強制徴収をやるという規定でございまして、これは衆議院修正と同じ趣旨でございまして、今回はそのまゝこゝにこういう規定をうたつたわけでございます。

それから、次の四十一條でござい

すが、これは前段の方は変りはないわけでございますが、一部十一ページの第四項が變つております。一、二、三項はこれは前回の政府原案と變りはないわけでございますが、四項におきまして、中段の四項を読みますと、市町村は、当該市町村に係る被保険者の大多数につき前条第一項並びに第一項及び第三項の規定によりがたい特別の事情があると認める場合において、都道府県知事の承認を受けたときは、条例

でも負担になる場合が多いわけでございます。そういう地域におきましては条例を作り、そうして市町村が開設者の同意を得て定める療養取扱機関に対する支払いというものを、直接に市町村から、保険者が払うようにするつまり一部負担の窓口徴収の例外をうたり。

第五項は、そういう例外的場合は必ず五割は窓口で支払わなければならぬという規定を適用しないというのが第五項の規定でございます。

その次の第四十四条は、これは大して内容は変りはございませんが、今度の政府提案につきましては、ただいま申し上げましたこの例外に対する場合の規定を整備したわけでございまして、十二ページの下段のところに、「前条第四項の場合においては」云々という規定がございます。趣旨は、前回の衆議院の修正と同様でございますが、規定が多少この点不備であったものを今回補足しましてここへ提出したわけでございます。

それから第四十七条の療養担当者の  
辞退についても大きな変更はないわけ  
でございます。

それから四十八条、これは取扱ひ申し出受理の取り消しの規定でございますが、これはちよつとミスプリントがございます。第四十八条「療養取消機関」と書いてございますのは、「療養取扱機関」のミスプリントでございます。これは初めの方は、原案から

衆議院修訂案と今回の提出案の間には相違はございませんが、四十八條四十八條というのは十七ページから始まりますが、もう二枚めくりまして、十九ページ中段に二項、三項、四項という規定がございます。その第二項に、都道府県知事は、第三十七条第三

項本文の規定による療養担当者が前項各号のいずれかに該当する場合においては、同条第三項本文の規定にかかわらず、当該保険医療機関又は保険薬局を療養担当者とみなさないこととすることができるとする規定がございませう。この二項の規定が今回はないわけです。

でございますが、これは先ほど私が申し上げました前の条文に戻りまして、四ページの第三十七条第三項の規定との関連がここに出てくるわけでございまして、衆議院修正におきましては、要するに、健康保険の保険医療機関にのみ、いうものはそのまま糞尿取扱機関にのみ

なされているわけでございます。ところが、今度の原案はその指定のときにだけみなすというふうな規定になっていて、関係はそこでつくて、あとはもっぱら療養取扱機関になってしまいうわけでございますので、この十九ページの中段の第二頁のような規定が必要で

なくなつたということになるわけでございまして、この点に多少の技術的な差でございますが、そういう差が規定の上からも出てくるということを申し上げておきたいと思ひます。

それから四十九条は、国民健康保険医または国民健康保険薬剤師の登録の取り消しでございます、これはこういう衆議院修正によって出てきた点でございます。これについても同様なことと言へるわけでございます。

それから第五十条の「社会保険医療協議会への諮問」これは同様でございます。別に説明を申し上げる必要はないと思います。

次の「弁明」についても別に御説明は要らないと思います。五十一条、十二ページでございます。

それから第五十三条、これはちよつと御説明申し上げますと、これは衆議院修正によりまして、療養の給付期間というものは、前回の政府原案におきましては三年というふうになっておりましたけれども、これを三年を經過したときは、行わない。ただし、市町村

は前段と同じ思想でございますが、今回の規定はその下段におきましては、「審査委員会は、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員」というふうに機関の代表が今度は保険医の代表というように構成が変った点が今回の修正点でございます。

あとは実施の規定でございます。それから以上のほか、たとえば用語が「指定医療機関」ということが「療養取扱機関」というように改まったりした点、それから条文が新しく加わりましたので、その条文の加わったことによつて条の整理がだいぶ行われておりますので、そういう点で多少の変更がございますが、内容的には以上申し上げた点が修正点でございます。

次の国民健康保険法の施行法におきましても、ただいまの修正に伴う字句の整理が主でございます。内容的には変ったところはないのであります。以上、非常にごたごたと申し上げましたが、私の説明をこれで終ります。

○委員長(久保幸君) 御質疑を願います。

ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(久保幸君) 速記をつけて。

○紅露みつ君 四ページのところで、三十七条の四項、健康保険法第四十三条ノ十二の規定によつてこれは取り消されたとき、国民健康保険の方に影響を及ぼさないと解釈するのでございませうか。そうだと、今まで思つていたのと違ふようになるのです、解釈の仕方が違ふのでしょうか。

「健康保険法第四十三条ノ十二の規定

による保険医療機関又は保険薬局の指定の取消は、前項本文の規定により療養取扱機関とみなされたものの地位に影響を及ぼすものではない。何だか解釈がうまくできないのですけれども、どういふことなのでしょう。

○説明員(牛丸義留君) 私たちは、四項におきまして、健康保険法の規定による保険医または保険薬剤師、これは国民健康保険の保険医または保険薬剤師にのみならずであります。一ぺんみなすわけでありまして、その人が取り消された場合には、つまり健康保険法によつて健康保険の保険医または保険薬剤師を取り消されたということによつて国民健康保険医または国民健康保険薬剤師を取り消されることはないということでございます。

○紅露みつ君 ああ、そうですか。○説明員(牛丸義留君) 一方を取り消されたときとみなされるから全部みなされるという格好になつてはいけませんので、指定することはみなすけれども、取り消しというものは、国民健康保険法による取り消しの事由がなければ取り消しはしませんぞという規定でございます。

○紅露みつ君 そうすると、健康保険で何か不都合があつて取り消されるとしますね。その場合に、国民健康保険の方には差しかかなくできるのですか、そうですか。

○説明員(牛丸義留君) その通りでございます。

○紅露みつ君 そうだとすると……。

○中山福蔵君 ちよつとお尋ねいたします。三十六条の規定ですね。療養の給付、これは第一号から六号まで。結

局医療担当者というのは、薬剤師、医師、歯科医師。そこで第二号の「薬剤又は治療材料の支給」というのがここに書いてあるのですが、御承知の通り、市町村合併前は、全国に無医村、無薬局といふのは約七千町村あったわけですね。北海道のときは、現に市町村合併があつたとしても、その半数ぐらゐ無医村、無薬局があるわけですね。そうすると、この規定に基いて医療給付をするという場合に、薬局、医師、歯科医師といふものがない場合に、ほかの医療給付、そういうものがない場合にはこれはできないということになるのじゃないかと思ふんです。たとえば、関係しております指定医薬品以外の医薬品販売業者、それらのものからは材料の購入ができないというふうには誤解を招くおそれがあると思ひます。が、そういう点は御考慮になつたのですか。

○説明員(牛丸義留君) ただいまの御質問は、第五十四条の規定をこらんになつていただければ、これに関連する御質問になるんじゃないかと思ひます。第三十六条の「療養の給付」といふものが、結局これはまあお医者さん並びに薬局といふところで国民健康保険の取扱ひをやつてゐる、いわゆる療養取扱機関で行うものが原則でございますが、今回の法案の五十四条をこらんにいただきますと、そこに療養費払

いの規定が書いてありまして、こういうものがいいない場合、まあ全然医者がいないといふところは、これは別に僻地医療対策なり、あるいはそういうものでやつていかなければならぬわけでございますが、国民健康保険医がい

ないようなところでは別の医療機関にかかつていただいて、そうしてあとで支払いをするというような規定なん

でございます。それからもう一つの、どちらもないようなところはどうかという問題は、これは医療制度の問題として僻地医療対策並びに全国的な病院の整備計画といふことによつて、病院のそういう普及といふことははかつていく、そして国民健康保険事業をうまくマツチさしていくようにする施策が必要であると思ひます。

○中山福蔵君 医療機関の整備、その他医療問題の解決といふものを他日に回してその整備を完了していきたいといふような御意向であるようですが、私は現実の問題をとらえて申し上げたので、将来のことは、官庁の方々のなさることは相当の時期が過ぎて、あまり国民が期待できぬ場合が多い。従つて、現実に基づいて私はお尋ねして

いるわけでありまして、この規定によつてはみ出してしまつて、そういう問題が閣下されてゐるのじゃないか、こういうことを考えましたがゆゑにお尋ねしてゐるわけですが、これは医師、歯科医師、薬剤師といふ以外のものから、この三十六条の第二項の規定というものが、治療材料の支給といふものを受けてはいかぬといふような誤解を招くんじゃないでしょうか、ただいまの説明では、どうですか、それはここに明記しておく必要があるのじゃないんですか、その点一つお尋ねいたします。

○説明員(牛丸義留君) 第一点でございますが、病院並びに診療所の整備といふものは、国民健康保険計画に即応して、厚生省でも現に三十二年度予算

から僻地医療の対策といふものが予算上も計上されております。もちろん満足すべき状態ではございませんけれども、国民皆保険計画の一環として、その基礎的な条件の整備としてなされておるわけでございます。他日にこれを譲るといふわけじゃないと思ひます。この点は御存じの上だと思ひますが、念のために申し上げておきたいと思ひます。

それから三十六条の規定は、これは国民健康保険の給付といふものは、こ

ういふ給付をやるといふ規定でございます。それから、これ以外に、国民健康保険が、その被保険者に対して責任を持つのは、ただいま申し上げました五十四条の療養費だけでございませう。これはしかし、国民健康保険がやる仕事はそれだけであつて、そのほかのものはやつていけないといふことは、別にこの規定からは出てこないではないか。つまりそれは、国民健康保険の給付としてではなくして、いわば自由診療といふような形か、あるいは別の直接の薬品の購入といふふうなことはあると思ひますが、それはこの給付の規定とは別個の問題だと私もは考へておるわけでございます。

○中山福蔵君 これは国民健康保険の法律の問題でありますから、そこまで言及していかどうかというところも一応考慮に入れて私はお尋ねしておるわけですが、しかし、これは法案の完備といふ点からいけるといふ、いやしくも薬事法に規定されておるいわゆる医薬品の販売に携わる者は、すべてこの第二項の項目のうちに入れるのが当然じゃないか。そうしないといふと、薬事法の医薬品の販売業に關するところ

と、同条第二項中「中央労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「第三十条各号」とあるのは「公共企業体等労働関係法第三十三条各号」と、同条第三項中「第十八条各号」とあるのは「公共企業体等労働関係法第二十七条各号」と、第三十五条の四中「中央労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、第三十七条第一項及び第四十二条中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と読み替えるものとする。

第二章を次のように改める。

第二章 専従職員

第四条から第六条まで 削除

（専従職員）

第七条 公共企業体等は、あらかじめ組合と協議して定める一定数の組合員が、組合の役員又は事務員としてつばら組合の事務に従事することを認めなければならない。この場合においては、公共企業体等は、当該職員に対して、給与を支給してはならない。

第三章を次のように改める。

第三章 予算上不可能な支出を内容とする協定

第八条から第十五条まで 削除

（予算上不可能な支出を内容とする協定）

第十六条 公共企業体等の予算上、不可能な資金の支出を内容とする協定が締結されたときは、政府は、その締結後十日以内に当該協定を履行するために必要な予算を国会に提出しなければならない。ただし、国会が閉会中のとき、又は当該予算を再度提出するとき



は、国会召集後五日以内にしなければならぬ。

2 公共企業体等は、前項の協定が予算上履行可能となるまでは、同項の協定に基いて同項の資金を支出することができない。

第四章 削除

第十七条及び第十八条 削除

第二十条第二項及び第三項中「意見をきいて」を「同意を得て」に改める。

第二十五条の三第一項中「第四条第二項及び」及び同条第二項中「公共企業体等の」を削る。

第二十五条の五第四項及び第五項を削る。

第二十六条第一項中「その職員」を「職員」に、「紛争」を「労働争議」に改め、同条第五項中「昭和二十一年法律第二十五号」を削る。

第三十二条中「第二十二條から第二十五條まで、第二十六條第一項から第三項を」第二十二條から第二十六條に改める。

第三十三條第三号から第五号までを削る。

第三十五條を次のように改める。  
(予算上不可能な支出を内容とする仲裁裁定)

第三十五條 第十六條の規定は、公共企業体等の予算上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定について準用する。

第三十九條中「及び第三十三條第五号」を削る。

第四十條第一項中「第二條第二号の職員(第四條第一項但書に規定する者を除く。)」を「第二條第二号の企

業に勤務する一般職に属する国家公務員(労働組合法第二條第一号に規定する者を除く。に、同項第一号中「及び附則第十六條」を、「第百二條及び附則第十六條」に、同条第二項中「第二條第二項第二号の職員」を「第二條第二号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員」に、「第七條の規定に基く許可を得て」を「第七條の規定により」に、同条第三項中「第二條第一項第二号の企業及び同条第二項第二号の職員」を「第二條第二号の企業及び同条同号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員」に、同条第四項中「第二條第二項第二号の職員」を「第二條第二号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。

(旧法により係属している仲裁に係る事件に関する経過規定)

2 この法律の施行の際、現に改正前の公共企業体等労働関係法(以下「旧法」という。)の規定により公共企業体等労働委員会に係属している仲裁に係る事件は、改正後の公共企業体等労働関係法(以下「新法」という。)の規定により係属しているものとみなす。  
(旧法による仲裁裁定に関する経過規定)

3 公共企業体等労働委員会が旧法の規定に基いて行つた仲裁裁定については、この法律の施行の後も、なお、従前の例による。

(解雇処分に関する経過規定)

4 この法律の施行前に旧法第十七條の規定に違反する行為をしたことの故をもつて旧法第十八條の規定により解雇された者については、当該行為がこの法律の施行後においては労働組合の正当な争議行為とされる行為に該当していたものであり、かつ、この法律の施行の日(この法律の施行の日から一箇月以内の日を含む。)において当該解雇について紛争が生じている場合に限り、その者は労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて解雇されたものとみなす。  
(罰則に関する経過規定)

5 この法律の施行前にした旧法第十七條の規定に違反する行為であつて、この法律の施行後においては労働組合の正当な争議行為とされる行為に該当するものについては、当該行為に対し適用されるべき他の法令の罰則は、この法律の施行の日において、廃止されたものとみなす。

(郵政省設置法の一部改正)

6 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十二号の三中「及び仲裁」を削る。  
(運輸省設置法の一部改正)

7 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十一号及び第二十七條第一項第三号中「及び仲裁」を削る。  
(労働省設置法の一部改正)

第四條中「第七條第一号但書、第

八條及び」及び「(第九條、第十八條、第二十六條第四項、第三十條及び第三十五條の二から第四十二條までの規定を除く。)」を削る。

8 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第十七号中「及び仲裁」を削る。  
(公職選挙法の一部改正)

9 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二條第二号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員で、政令で指定するもの

第八十九條第三項中「第四号及び第五号」を「及び第四号から第六号まで」に改める。

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案  
地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律

地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。  
(目的)

第一條 この法律は、地方公共団体の経営する企業に係る労働争議の公正な調整を図ることによつて、住民の福祉を増進し、擁護することとを目的とする。

第二條中「紛争」を「労働争議」に改める。

第四條中「第七條第一号但書、第

八條及び」及び「(第九條、第十八條、第二十六條第四項、第三十條及び第三十五條の二から第四十二條までの規定を除く。)」を削る。

第五條を次のように改める。

第六條を次のように改める。  
(専従職員)

第六條 地方公営企業は、あらかじめ組合と協議して定める一定数の職員が、組合の役員又は事務員としてつばら組合の事務に従事することを認めなければならない。

この場合においては、地方公営企業は、当該職員に対して、給与を支給してはならない。

第七條を次のように改める。

第十條 地方公営企業は、前項の協定が予算上履行可能となるまでは、同項の協定に基いて同項の資金を支出することができない。

第十一條から第十五條までを次のように改める。

第十一條から第十五條まで 削除

第十一條から第十五條まで 削除

第十一條から第十五條まで 削除

第十六条中「又は資金上」を削る。

第十七条中「第五条第一項但書」を

「労働組合法第二条第一号」に改め

る。

この場合において、第六条、第十

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算

して十五日を経過した日から施行

する。

(旧法により係属している事件に

関する経過規定)

2 この法律の施行の際、現に改正

前の地方公営企業労働関係法(以

下「旧法」という。)の規定により

労働委員会に係属している事件は、

改正後の地方公営企業労働関係法

(以下「新法」という。)の規定によ

り係属しているものとみなす。

(旧法による仲裁裁定に関する経

過規定)

3 労働委員会が旧法の規定に基

いて行つた仲裁裁定については、こ

の法律の施行後、なお、従前の

例による。

(解雇処分に関する経過措置)

4 この法律の施行前に旧法第十

一条の規定に違反する行為をしたこ

との故をもつて旧法第十二条第一

項の規定により解雇された者につ

いては、当該行為がこの法律の施

行後においては労働組合の正当な

争議行為とされる行為に該当して

いたものであり、かつ、この法律

の施行の日(この法律の施行の日

から一箇月以内の日を含む。)にお

いて当該解雇について紛争が生じ

ている場合に限り、その者は、労

働組合の正当な行為をしたことの

故をもつて解雇されたものとみな

す。

(罰則に関する経過規定)

5 この法律の施行前にした旧法第

十一条の規定に違反する行為であ

つて、この法律の施行後において

は労働組合の正当な争議行為とさ

れる行為に該当するものについて

は、当該行為に対し適用されるべ

き他の法令の罰則は、この法律の

施行の日において、廃止されたも

のとみなす。

(労働者設置法の一部改正)

6 労働者設置法(昭和二十四年法

律第六十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四十条第十九号中「及び仲裁」を

削る。

失業保険金の給付日数に関する

臨時措置法案

失業保険金の給付日数に関する

臨時措置法案

(給付日数の特例)

第一条 この法律の施行の際に、

又はこの法律の施行後、失業保険

法(昭和二十二年法律第四十六

号)の規定によつて失業保険金の

支給を受けることができる者(一定

の期間を定めて、季節的業務に雇

用され、又は季節的に雇用される

者を除く。)に対する失業保険金の

給付日数については、この法律の

公布の日から起算して一年間は、

失業保険法第二十号第一項中「百

八十日」とあるのは「二百七十

日」、「二百七十日」及び「二百

十日」とあるのはそれぞれ「二百

十日」、「二百六十日」及び「三

百十日」と、同条第二項中「九十

日」とあるのは「二百七十日」と

読み替へて、こ

れらの規定を適用する。

2 前項の規定は、この法律の公布

の日から起算して一年を経過した

日以後にわたり給付日数を増加す

ることを規定したものと解釈して

はならない。

(国庫の負担の特例)

第二条 この法律の公布の日から起

算して一年間は、失業保険法第二

十八号第一項中「保険給付に要す

る費用の三分の一」とあるのは、

「保険給付に要する費用の三分の

一(失業保険金の給付日数に関す

る臨時措置法(昭和 年法律

第 号)第一条の規定により

増加した給付日数に係る保険給付

に要する費用については、その二分

の一」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

家内労働法案

家内労働法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、家内労働者の

最低労働報酬額その他の労働条件

の基準に關して必要な事項を規定

し、もつて家内労働者の生活の安

定と経済秩序の確立に資すること

を目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「委託者」とは、

次の各号に掲げる者をいう。

一 物品の販売を業とし、又は物

品の製造若しくは加工(以下「製

造等」という。)の請負を業とす

る者であつて、販売若しくは製

造等の目的物である物品若しく

はその半製品、部品、附属品若

しくは原材料又は当該業とする

者がその業務のため使用し若し

くは消費する物品若しくはその

半製品、部品、附属品若しくは

原材料の製造等を家内労働者に

委託するもの

二 物品の販売を業とし、又は物

品の製造等の請負を業とする者

の委任を受けて、その者のため

に、自己の名で、前号に規定す

る物品又はその半製品、部品、

附属品若しくは原材料(以下「物

品等」という。)の製造等を家内

労働者に委託することを業とす



5 第一項の規定は、委託しようとする物品等の製造等が、当該委託者が同項の規定によりすでにした申請に係る物品等の製造等と同一のものである場合には、適用しない。ただし、政令で定める特別の事由がある場合には、この限りでない。

6 前項本文の場合には、すでにした申請に係る物品等の製造等についての最低労働報酬額をもつて、当該委託しようとする物品等の製造等についての最低労働報酬額とする。

7 第一項の規定は、同項の申請に係る最低労働報酬額が定められる以前に、委託者が家内労働者に対し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

(労働報酬額)  
第五條 委託者が家内労働者に対して支払う労働報酬額は、前条の規定により定められた最低労働報酬額に満たないものであつてはならない。

(占面の作成、保存及び交付)  
第六條 委託者は家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合には、労働省令の定めるところにより、直ちに、家内労働者の給付、労働報酬及びその他の報酬、最低労働報酬額その他の事項について記載した書面を二通作成し、そのうち一通は三年間保存し、他の一通は家内労働者に交付しなければならない。

(労働基準法の準用)  
第七條 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一条から第四

条まで及び第十三条の規定は、家内労働者の労働条件について準用する。

(報告、検査等)  
第八條 行政官庁は、この法律の施行のため必要があるときは、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は当該職員に、委託者の営業所その他必要な場所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは書類を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(家内労働審議会)  
第九條 最低労働報酬額その他の家内労働者の労働条件に関する事項を審議させるため、労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会の委員は、家内労働者を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。ただし、家内労働者を代表する者及び委託者を代表する者は、関係者の推薦に基いて委嘱する。

4 この法律に定めるもののほか、家内労働審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(監督組織)  
第十條 労働省労働基準局、地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

2 家内労働監督官は、労働省の職員のうちから労働大臣が命ずる。

第十一條 労働省労働基準局長は労働大臣の、地方労働局長は労働省労働基準局長の、都道府県労働局長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、この法律の施行に関する事項を掌る。

(省令への委任)  
第十二條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(罰則)  
第十三條 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して書面を作成せず、保存せず、若しくは交付せず、又は虚偽の書面を作成した者

二 第八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、最低賃金法の施行の日から施行する。ただし、第九條の規定は、この法律の公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日から二年間は、第四條第三項中「最低賃金法（昭和 年法律第 号）第三條第一項に規定する」とあるのは、「最低賃金法（昭和 年法律第 号）附則第二項の規定により読み替えられた場合における」と読み替へるものとする。

律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三條の各号列記以外の部分中「労働者」の下に「家内労働者を含む。以下この条、第八條第一項第八号及び第十一号、第九條第五号並びに第十五條第二項第三号において同じ。」を加える。

第四條第三十二号の五の次に次の二号を加える。

三十二の六 家内労働法（昭和 年法律第 号）に基いて、最低労働報酬額を定めること。

第六條第一項第十四号中「給与」の下に「（家内労働者の報酬を含む。）」を、同項第十五号中「労働者生計費」の下に「（家内労働者生計費を含む。）」を、同項第十八号中「雇用」の下に「（家内労働者の生活及び報酬を含む。）」を加える。

第九

中央家内労働 労働大臣の求に應じ、最低労働報酬額その 改める。  
審議会 他の家内労働者の労働条件に関する事項を  
調査審議すること。

第十五条第一項中「及びけい肺  
及び外傷性せき腫障害の療養等に  
関する臨時措置法（これに基く命  
令を含む）」を、「けい肺及び外傷  
性せき腫障害の療養等に関する臨  
時措置法（これに基く命令を含む）」

第十六条第一項の表中  
「地方労働基準審議会  
都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基  
準法の施行及び改正に関する事項を審議す  
ること。」

「地方労働基準審議会  
都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基  
準法の施行及び改正に関する事項を審議す  
ること。」

「地方家内労働審議会  
都道府県労働基準局長の求に應じ、最低労働  
報酬額その他の家内労働者の労働条件に関す  
る事項を調査審議すること。」

改める。

第十七条第一項中「及びけい肺  
及び外傷性せき腫障害の療養等に  
関する臨時措置法（これに基く命  
令を含む）」を、「けい肺及び外傷  
性せき腫障害の療養等に関する臨  
時措置法（これに基く命令を含む）」及び家内労働法（これに基く  
命令を含む）」に改める。

（行政機関職員定員法の一部改正）  
行政機関職員定員法（昭和二十  
四年法律第二百六十六号）の一部を  
次のように改正する。

第二条第一項の表の労働者の項  
中「本省 二〇、八〇二人」を「本  
省 二二、二八四人」に、「計 二  
一、〇一五人」を「計 二二、四  
九七人」に、合計の項中「六七四、  
一四四人」を「六七四、六二六人」  
に改める。

つた期間の区別に應じ次の表のと  
おりとし、満十五歳以上満十八歳

| 一箇月につき | 一週につき  | 一日につき | 一時間につき |
|--------|--------|-------|--------|
| 八、〇〇〇円 | 一、九二〇円 | 三二〇円  | 四〇円    |

2 前項の規定にかかわらず、労働  
基準法第四十条の規定によつて同  
法第三十二条の労働時間に関する  
規定について別段の定めなされた  
同法第四十条第一項の事業に使用  
されている労働者の最低賃金額に  
ついては、前項に規定する金額を  
下らない金額で、労働省令で別段  
の定をすることができ。

3 第一項の規定にかかわらず、職  
業訓練法（昭和三十三年法律第百  
三十三号）第十五条第一項又は第  
十六条第一項の認定を受けて行わ  
れる職業訓練を受ける労働者の最  
低賃金額については、当該職業訓  
練に必要な限度で、労働省令で別  
段の定をすることができ。

（基本たる賃金が特殊な期間を店  
舗としてゐる場合）  
第四条 基本たる賃金がそれぞれ一  
箇月、一週、一日又は一時間をこ  
える月、週、日又は時間によつて  
定められている労働者についての  
この法律及び労働基準法の適用に  
ついては、それぞれ、月、週、日  
又は時間によつて、当該基本たる  
賃金額をその基礎となつた期間の  
月数、週数、日数又は時間数をも  
つて除して得た金額をもつて、そ  
の者の基本たる賃金が定められて  
いるものとみなす。

（出来高払制等の場合）  
第五条 出来高払制その他の請負制

未滿の者にあつては、政令の定め  
るところによる。

| 一箇月につき | 一週につき  | 一日につき | 一時間につき |
|--------|--------|-------|--------|
| 六、〇〇〇円 | 一、四四〇円 | 二四〇円  | 三〇円    |

で使用する労働者についてのこ  
の法律及び労働基準法の適用につ  
いては、その者の基本たる賃金が  
時間によつて定められているもの  
とみなす。

（除外される賃金等）  
第六条 労働基準法第二十八条第一  
項の規定の適用については、次の  
各号に掲げるものは、賃金に算入  
しない。

一 労働基準法第二十四条第二項  
ただし書に規定する賃金  
二 所定労働日以外の日の労働又  
は所定労働日における所定労働  
時間をこえる時間の労働に對す  
る賃金及び労働基準法第三十七  
条第一項に規定する深夜の労働  
に對する増増賃金

2 基本たる賃金が月、週、日又は  
時間によつて定められている労働  
者が、基本たる賃金以外の賃金（前  
項各号に掲げる賃金を除く。以下  
この項において「その他の賃金」と  
いう。）の支払を受ける場合におい  
て、その他の賃金のうちに基本た  
る賃金の基礎となつた期間を基礎  
として定められたものでないもの  
があるときは、労働基準法第二十  
八条第一項の規定の適用について

その者の賃金額を算定するには、  
労働省令の定めるところにより、  
当該その他の賃金を基本たる賃金  
の基礎となつた期間に対する賃金  
額に改定するものとする。

（最低賃金額に関する報告及び勧  
告）  
第七条 中央賃金審議会は、毎年、  
少くとも一回、最低賃金額が適当  
であるかどうかについて、労働大  
臣に報告しなければならない。最  
低賃金額を決定する基準たる諸事  
情の変化により、その金額を百分  
の五以上増減する必要があると認  
めるときは、中央賃金審議会は、  
その報告にあわせて、適当な勧告  
をしなければならない。

2 労働大臣は、前項の勧告を受け  
たときは、必要な措置を講じなけ  
ればならない。

（省令への委任）  
第八条 この法律に定めるもののほ  
か、この法律の施行に關し必要な  
事項は、労働省令で定める。

附則  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算  
して一年を経過した日から施行す  
る。ただし、附則第七項の規定  
は、公布の日から施行する。

（暫定措置）  
2 この法律の施行の日から二年間  
は、第三条第一項の表は、次の表  
のとおり読み替えるものとする。

一

| 一箇月につき | 一週につき  | 一日につき | 一時間につき |
|--------|--------|-------|--------|
| 六、〇〇〇円 | 一、四四〇円 | 二四〇円  | 三〇円    |

一箇月につき 一週につき 一日につき 一時間につき  
六、〇〇〇円 一、四四〇円 二四〇円 三〇円

一箇月につき 一週につき 一日につき 一時間につき  
六、〇〇〇円 一、四四〇円 二四〇円 三〇円

一箇月につき 一週につき 一日につき 一時間につき  
六、〇〇〇円 一、四四〇円 二四〇円 三〇円

一箇月につき 一週につき 一日につき 一時間につき  
六、〇〇〇円 一、四四〇円 二四〇円 三〇円

一箇月につき 一週につき 一日につき 一時間につき  
六、〇〇〇円 一、四四〇円 二四〇円 三〇円

一箇月につき 一週につき 一日につき 一時間につき  
六、〇〇〇円 一、四四〇円 二四〇円 三〇円

(労働基準法の一部改正)

3 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十三条前段中「この法律」の下に「(最低賃金法(昭和 年法律第 号)を含む。以下この条、第二十九条、第九十七条、第百条、第百一条の二、第百五条の二、第百六条第一項、第百十條、第百十二條及び第百十三條において同じ。)」を加える。

第二十七條を次のように改める。

第二十八條 削除

(最低賃金)

第二十八條 使用者は、最低賃金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。ただし、次の場合においては、この限りでない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低位な者について、行政官庁の認定を受けた場合

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

三 所定労働時間の特に短い者について、行政官庁の許可を受けた場合

四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合前項の最低賃金に關しては、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

行政官庁が第一項ただし書第一号に規定する認定をする場合においては、地方賃金審議会の議決を経なければならぬ。

審議会)を加え、同条第一項中「最低賃金に關する事項」を「最低賃金に關するこの法律の施行及び改正に關する事項その他の最低賃金に關する事項」に改め、同条第二項中「一定の事業又は職業について」を削る。

第三十條第一項から第四項までを削る。

第三十一條を次のように改める。  
(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)

第三十一條 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

第百十四條及び第百十九條第一号中「第三十一條」を「第二十八條第一項」に改める。

第百二十條第一号中「第二十七條」を「第二十六條」に改める。

4 前項の規定に対する罰則の適用(従前の行為に対する罰則の適用)

第二十七條の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 第三條、第六條第二項又は第八條の規定による政令又は労働省令は、労働基準法第二十九條の改正規定及び同法第百十三條の規定の例により、この法律の施行前においても制定することができる。

6 行政官庁は、労働基準法第二十八條第一項ただし書第一号及び第三項の改正規定並びに同条第一項ただし書第三号の改正規定の例により、この法律の施行前において

も同項ただし書第一号又は第三号の改正規定による認定又は許可をすることができ。

(国家公務員の給与についての立法措置)

7 労働基準法第二十八條の改正規定及び本則の規定の適用のない国家公務員の給与については、すみやかに、本則の趣旨に適合した立法措置が講ぜられなければならない。

(労働省設置法の一部改正)

8 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十一號を次のように改める。

二十一 最低賃金法(昭和 年法律第 号)に基いて、最低賃金額について別段の定をすること。

第八條第一項第十一号中「労働基準法」の下に「最低賃金法」を加える。

第十三條第一項の表の中央賃金審議会の項中「調査審議して意見を提出する」を「調査審議し、及び最低賃金法第七條第一項の規定により報告し、又は勧告する」に改める。

第十六條第一項の表の地方賃金審議会の項中「調査審議して意見を提出する」を「調査審議する」に改める。

昭和三十三年十二月二十日印刷

昭和三十三年十二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局